

## NPO法人 たすけあい平田の事業

- 1 たすけあい制度(「困ったときはお互いさま」の市民による助け合いの有償の生活支援サービス)
- 2 居宅介護支援(ケアプラン作成、介護に関する手続き、介護相談)
- 3 訪問介護(介護保険のホームヘルプサービス)
- 4 介護予防訪問介護
- 5 居宅介護(障害者へのホームヘルプサービス)
- 6 福祉移送サービス(介護タクシー、たすけあい移送)
- 7 指定特定相談支援事業所
- 8 国土交通省認定講習
- 9 各種研修
- 10 介護・生活支援相談
- 11 組織立ち上げ相談

## 協力会員・まごころ会員を募集しています!!

あなたを必要としている人がいます。  
社会とつながるって楽しいこと・・・  
空いた時間で活動してみませんか?!

あなたをお待ちしています!!

♡お電話ください♡



4

## たすけあい制度

NPO法人たすけあい平田は、ボランティアな気持ちの市民が、思いやりの心で家事や介護を助け合っているところと創りあげた非営利の組織です。平成4年から「困ったときはお互いさま」のたすけあい活動を行ってききましたが、その活動が発展し、平成12年4月、島根県知事の認定を受け特定非営利活動法人となりました。

利活動法人となりました。発足した県内初の介護保険事業所「NPO法人たすけあい平田」として介護保険事業と介護保険外のサービスとの2本立てで活動をしていきます。

介護保険で解決できないことも、介護保険外のサービスと組み合わせれば「住み慣れた我が家安心して暮らす」ことができます。遠慮なくご用件をお申しつけください。



たすけあい平田は、



次の三種類の会員で成り立っています。

### 協力会員

自分の空き時間を利用して、たすけあい制度に参加し、サービスを提供する人  
活動した会員には活動費が支払われます。

年会費 1,000円

### 利用会員

家事や介護などで困ったときサービスを利用する人  
(電話で利用したいサービスを指定ください。)

(サービスの利用料は右ページをご覧ください。)

年会費 2,000円

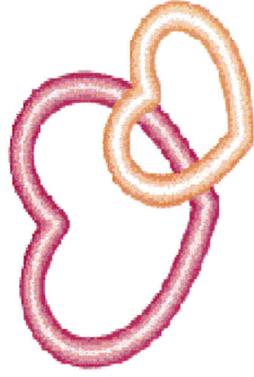
### まごころ会員

会の趣旨に賛同し、たすけあい制度運営のため経済的な支援をする人  
- 10,000円 何口でも、上限はありません。  
物品のご寄付も大歓迎です。



# 特定非営利活動法人(NPO法人) たすけあい平田

困ったときは、お電話ください。  
介護保険でできないサービスを提供します。



お申込みお問い合わせは  
特定非営利活動法人(NPO法人)  
**たすけあい平田**  
〒691-0001  
出雲市平田町2791-1 旧教会館  
電話 0853-62-0257  
FAX 0853-62-0258

1

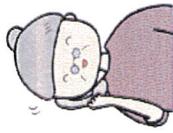
利用したいとき、困ったときは、お電話ください。  
介護保険でできないサービスを提供します。

家事 介護 通院 外出介護 散歩 旅行 お墓参り 買い物 おつかい  
話し相手 産前産後のお世話 入院患者のお世話 草取り ガラス拭き  
簡単な大工仕事 電気器具の修理 など・・・

## サービスを利用したいとき

お電話いただくと、お宅へお伺いします。

あなたの利用希望をお聞きし、希望に添うあたにかいサービスを提供します。



## 利用料(1時間当たり)

(他に消費税8%をいただきます。)

区分	平日時間内 (9時~17時)	時間外 (土、日、祝日、お盆、正月等)
家事サービス	880円	1000円
介護・技術サービス	1000円	1100円

利用料のほかにも、お宅までの交通実費をいただきます。

車の場合 1Km 20円

交通機関利用の場合 実費

## 年会費

(消費税対象外です。)

2,000円 (申し込み時にいただきます)



2

3